

令和2年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

- 議案第129号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例案について 1

◎所管事項

- 1 令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」上半期の進捗状況について . . 3、別表
- 2 審議会等の審議状況について 5

【別紙資料】

(別表) 令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期(4月～9月)実績

令和2年10月12日
総 務 部

議案第 129 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の 一部を改正する条例案について

1 改正理由

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による地方自治法施行令の一部改正に鑑み、海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害賠償責任の一部免責についての規定を整備するものです。

2 主な改正内容

海区漁業調整委員会の委員の損害賠償を負担する最低額に係る乗数[※]を「四」から「二」に変更します。

※ 乗数は、地方自治法施行令に参酌基準として定められており、委員が公選制によるものか、解職制度の対象となるか等に着目し、地位の重要性に応じて区分されています。

漁業法の一部改正により、海区漁業調整委員会の委員の選出方法等が見直されたため、地方自治法施行令で定める参酌基準も改められました。

3 施行期日

令和 2 年 12 月 1 日に施行します。

1 令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」 上半期の進捗状況について

「第三次三重県行財政改革取組」は、「スマート改革の推進」「コンプライアンスの推進」「持続可能な行財政運営の確保」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の上半期（4月～9月）の実績を、別表のとおり取りまとめました。

1 具体的取組の上半期実績

【スマート改革の推進】

○「挑戦する風土・学習する組織」づくり（別表 番号1）

新型コロナウイルス感染症対策をふまえた在宅勤務について、在宅勤務システムの導入等、在宅勤務の環境整備に早急に取り組みました。

- ・在宅勤務システムの整備（5月）、導入（6月）
- ・「県庁テレワーク・デイズ2020」の実施（8月）

○スマート自治体へのチャレンジ（別表 番号2）

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、収束後の「新常态」を見据え、三重県庁全体でスマート改革を加速させていくため、次の3つの変革に取り組みました。

<変革1 県庁改革 - Smart Government - >

- ・業務効率化・正確性確保に向けて、令和元年度に実証実験を行った業務等にRPAを本格導入するとともに、導入拡大に向けて対象となる業務の調査等を実施
- ・県民の利便性向上及び納期内納付の推進、早期収納に向けて、自動車税納付においてスマートフォン決済アプリを導入し、使用料・手数料等へのキャッシュレス決済の導入についても準備を開始

<変革2 官民で実現する新しい働き方 - Smart Workstyle - >

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び行政機能の維持を図るため、Web会議や在宅勤務の環境を整備（※変革1を含む）

<変革3 テクノロジー活用による社会課題解決の加速 - Smart Solutions - >

- ・スマート自治体に向けた全庁的な推進体制を強化するため、行財政改革・デジタル戦略推進本部を設置するとともに、スマート改革を推進する司令塔としてスマート改革推進課を総務部に設置
- ・ICTを活用して社会課題の解決を進めることのできるスマート人材の育成に向けて、研修・フィールドワークを実施

【コンプライアンスの推進】

○コンプライアンス意識の向上（別表 番号 4）

コンプライアンスの日常化に向けて、職員一人ひとりの意識向上や適切な事務処理を実施するための具体的な取組を組織マネジメントシートに記載するとともに、取組内容を検討し、各所属へ取組を徹底するため、本庁総務担当課長及び各地域防災総合事務所長等で構成するコンプライアンス推進会議を開催しました。

また、所属におけるコミュニケーションを活性化し、担当者の孤立感を解消するとともに、コンプライアンスを自分事と捉え、より一層の意識向上が図れるよう、個別面談方式のコンプライアンス・ミーティングを実施しました。

○組織としての確に業務を進める仕組みづくり（別表 番号 5）

職員が個人で仕事を抱え込んでしまうことなく、複数の職員が関わって仕事を進めるよう、事務分掌や業務執行体制を見直すとともに、本庁の班に「係長（主査級）」、地域機関の課に「課長代理（主査級）」を新たに設置しました。

また、不適切な事務処理等の発生を未然に防止するため、今年度から、地方自治法に基づく内部統制制度の運用を開始しました。

【持続可能な行財政運営の確保】

○県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立（別表 番号 6）

財政の健全化に向けて、経常的な歳出の抑制を図るとともに、多様な歳入確保策の推進など歳入歳出両面における取組を進めています。

具体的な取組として、未利用財産の売却や、クラウドファンディング事業等に取り組んでいます。

2 年次計画に対する進捗状況

上半期経過時点（9月末）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止をふまえて、テレワークの環境整備の前倒しや、研修・会議の開催方法の見直し等を行い、7つのすべての具体的取組については、ほぼ年次計画どおり進捗している状況です。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努め、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。

2 審議会等の審議状況について

(令和2年6月3日～令和2年9月16日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和2年7月15日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥原 貴士 ほか2名
4 諮問事項	変更認定申請に係る諮問 (答申2件) ・ (公財) 国史跡齋宮跡保存協会 ・ (公財) 四日市市文化まちづくり財団 変更認可申請に係る諮問 (答申2件) ・ (一社) 熊野青年会議所 ・ (一社) 三重県不動産鑑定士協会
5 調査審議結果	・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 変更認可申請があった法人は、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (公財): 公益財団法人、(一社) 一般社団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和2年6月3日、6月15日、6月30日、7月17日、7月28日、 8月17日、8月25日、9月16日
3 委員	会 長 中西 正洋 委 員 岩崎 恭彦 委 員 坂口 知子 ほか3名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none">・児童手当認定請求却下処分 1件・生活保護法第63条による返還金決定処分 1件・生活保護停止決定処分 1件・身体障害者手帳再交付決定処分 2件・不動産取得税の賦課決定処分 2件・就労収入の戻入決定処分 1件・精神障害者保健福祉手帳交付決定処分 1件・特別児童扶養手当の額改定請求却下処分 1件
5 調査審議結果	審査請求10事件について調査審議を行い、8件の答申の決定がありました。
6 備考	